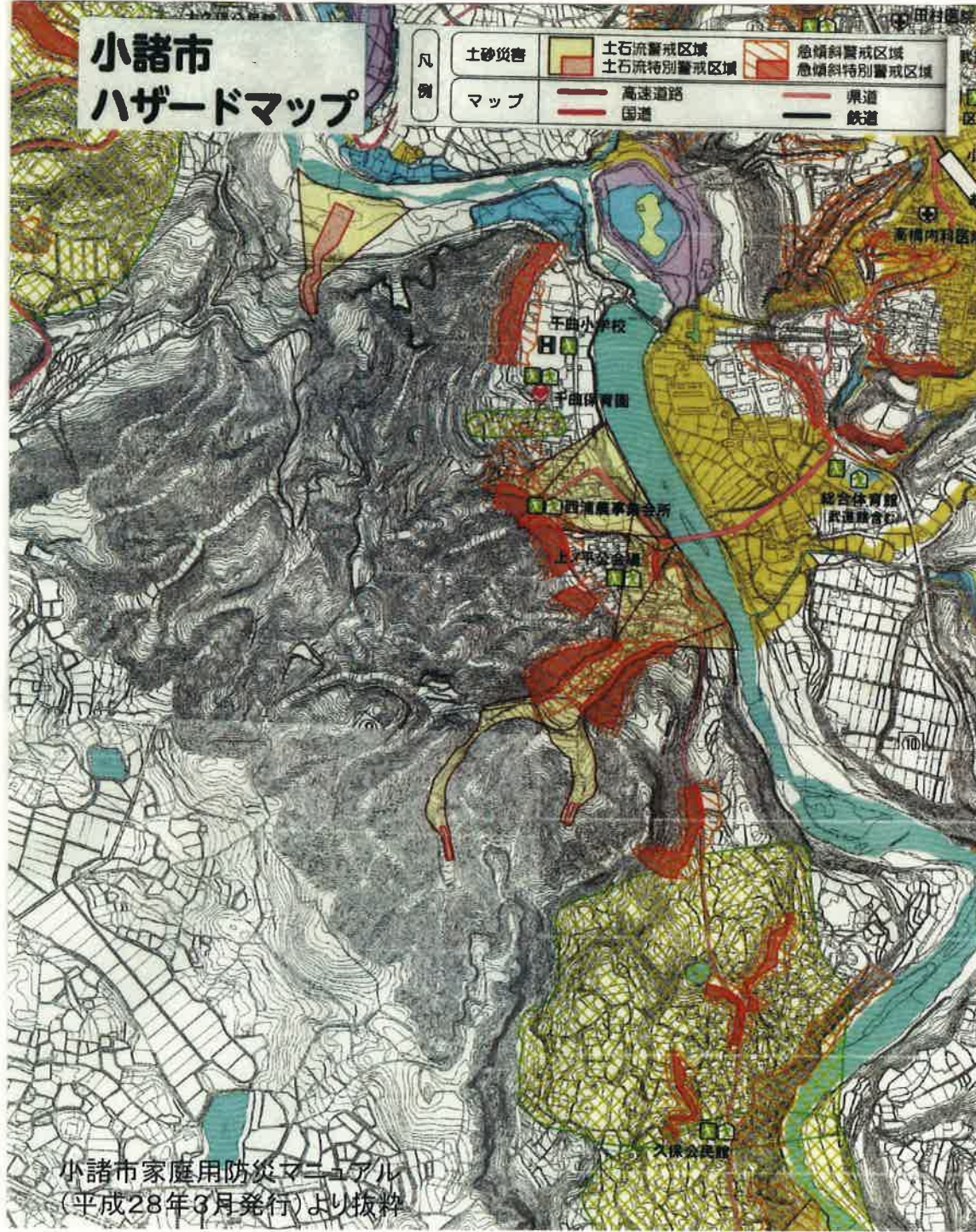
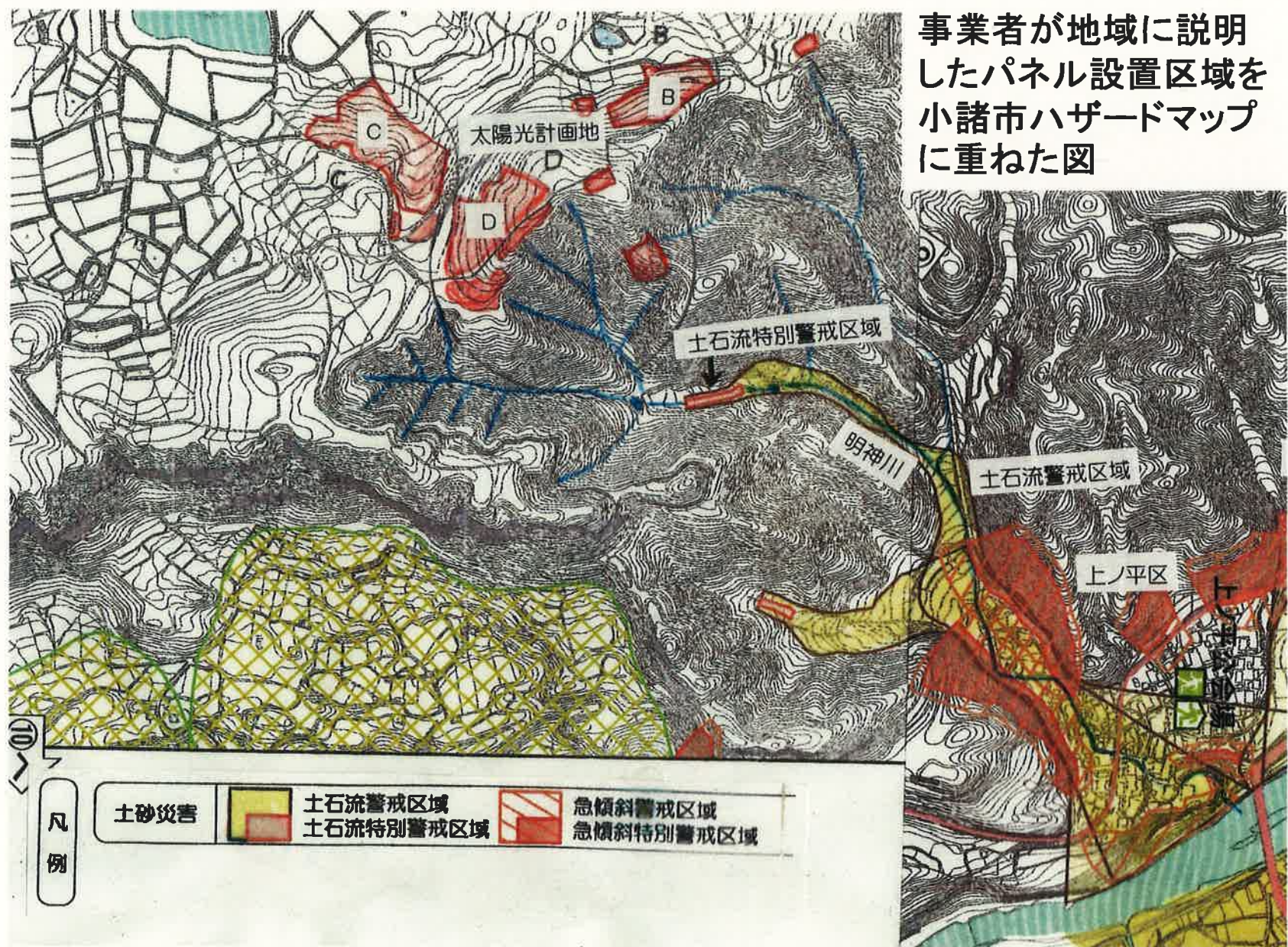


小諸市 ハザードマップ

凡例	土砂災害	土石流警戒区域 土石流特別警戒区域	急傾斜警戒区域 急傾斜特別警戒区域
	マップ	高速道路 国道	県道 鉄道



小諸市家庭用防災マニュアル
(平成28年3月発行)より抜粋





地下浸透しきれずに
放流・決壊している現場
(御牧ヶ原)



小諸市太陽光発電事業の適正な実施に関するガイドライン

1 本ガイドラインの位置づけ

本ガイドラインは、小諸市環境条例（平成12年条例第27号）第5条及び小諸市自治基本条例（平成22年条例第1号）第10条の規定に基づき、市内における太陽光発電設備を用いた事業活動に伴う公害の防止、自然環境の適正な保全及び環境への負荷の軽減のため、法令等の規制がない場合を含め事業者等が遵守すべき事項を明示したものです。

また、合計出力が10キロワット以上の設備を用いた事業を行う際に必要となる、「小諸市太陽光発電設備設置事業に関する指導要綱」（以下「指導要綱」という。）の規定に基づく届出手続きの流れや、添付書類について解説します。

2 対象

本ガイドラインでは、市内において土地に自立して設置する太陽光発電設備を対象とします。

3 慎重な事業用地の選定と太陽光発電設備の設置をするべきでないエリア

事業用地の選定に当たっては、法的な規制の有無や採算性だけでなく、防災、景観、環境等の観点も含めて慎重に検討を行ってください。

特に、法令により開発行為が制限されている、また、地域の生活環境、自然環境等に大きな影響を及ぼす可能性がある「別表1」に掲げるエリアには設置しないでください。

4 関係法令

事業者の責任において、関係法令の規定を確認し、協議や手続きを行ってください。小諸市が所管しているものは「別表2」のとおりです。その他の法令については、太陽光発電の適正な推進に関する連絡会議事務局（長野県環境部環境エネルギー課）作成の「太陽光発電を適正に推進するための市町村対応マニュアル」等を参考にし、所管する行政機関に照会してください。

5 事業計画の策定

事業者は、経済産業省資源エネルギー庁作成の「事業計画策定ガイドライン」、太陽光発電設備の設置等に関する法令、長野県と小諸市の条例等及び「別表3」に掲げる事項を遵守できる事業計画を策定してください。また、地域への貢献や利益還元を伴う事業となるよう努めてください。

6 指導要綱に基づく事前協議

合計出力10キロワット以上の太陽光発電設備を用いた事業計画の場合、指導要綱に基づく届出が必要となります。事業計画を作成した時点で市へ事前協議の申し入れをしてください。

別表1 太陽光発電設備の設置をするべきでないエリア

エリア	関係法令等	確認方法
土砂災害特別警戒区域 土砂災害警戒区域	土砂災害防止法	長野県信州くらしのマップ 「防災」
砂防指定地	砂防法	
地すべり防止区域	地すべり等防止法	
急傾斜地崩壊危険区域	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	
土砂災害危険箇所	国の示した調査要領により県が調査し公表した箇所	長野県信州くらしのマップ 「森林情報」
保安林 地域森林計画の対象民有林	森林法	
農用地区域	農業振興地域の整備に関する法律	農林課 農業委員会事務局
第一種農地 採草放牧地	農地法	
鳥獣保護区	鳥獣保護法	長野県ホームページ 「長野県鳥獣保護区等位置図及び区域説明書について」
自然公園	自然公園法	長野県信州くらしのマップ 「自然・環境」
指定文化財区域	文化財保護法	生涯学習課
視点場からの眺望エリア	小諸市景観条例	都市計画課